

埼玉西部環境保全組合職員定数条例

(目的)

第1条 この条例は、埼玉西部環境保全組合に常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、60人とする。

(職員定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月5日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月9日条例第3号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日条例第5号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月23日条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月17日条例第2号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月25日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。